



平成 29 年 3 月 27 日

各 位

上場会社名 昭光通商株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮崎 孝  
問合せ先責任者 執行役員総務部長 飯田 勝  
(TEL 03-3459-5021)  
(コード番号 8090 東証第1部)

平成 28 年 12 月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告書

平成 28 年 12 月期有価証券報告書 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 3 月 31 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 5 月 1 日

4. 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

平成 29 年 3 月 1 日付で公表いたしました「平成 28 年 12 月期決算発表の再延期のお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社連結子会社の特定の顧客との取引に関して、取引の対象となる物品 (以下、対象物品) の実在性に疑義が生じ、精査が必要となることが判明しました。

このため、当社は、当該取引の実在性および会計処理等の確認のため、当該取引についての社内調査を開始し、その後、外部専門家を交えた特別調査委員会を設置し、外部

法律事務所および専門調査会社の補助を得つつ、同委員会による調査を行い事実解明に努めてきた結果、対象物品の実在性への疑義が高まるに至りました。このような状況を受け、特別調査委員会は、当該取引について鋭意調査を進めてまいりましたが、当該取引については、当該特定の顧客からの協力が得られなかったものの、特別調査委員会がこれまでに入手した資料および情報（ヒアリング結果を含みます。）に基づけば、対象物品が実在しない取引である可能性が高いものと考えられます。他方、現時点までの調査を前提とする限り、当社連結子会社の役職員が、対象物品が実在しない取引であったと認識していたとは認められません。そのため、どのような理由により、当社連結子会社が当該取引に関与し、その後も継続したのか、その原因を究明するにはさらに一定の時間を要する状況です。また、当該取引の状況に鑑みれば、適正な財務諸表の作成等のためには、同種の取引についても対象物品の実在性に疑義がないか調査する必要があり、特別調査委員会は、当該調査も行っております。

これらの調査には引き続き相応の時間が必要であり、また、調査結果によっては、過年度有価証券報告書等の訂正報告書および平成 28 年 12 月期有価証券報告書の作成並びに過年度有価証券報告書等の訂正および平成 28 年 12 月期有価証券報告書に対する監査法人の追加的な監査手続等も必要となる可能性があります。そのため、特別調査委員会の調査とそれを踏まえた監査法人による監査報告書の受領は、平成 28 年 12 月期有価証券報告書の提出期限（平成 29 年 3 月 31 日）に間に合わない見込みです。

以上から、当社は、平成 28 年 12 月期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

改めまして、株主や投資家の皆様をはじめとする関係各位の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上